資料１

建企第 1092 号
平成 29 年 4 月 18 日

（写）

大阪府景観審議会会長 様

大阪府知事

大阪府の景観形成のあり方について（諮問）

大阪府附属機関条例及び大阪府景観条例の規定により、大阪府の景観形成のあり方について、諮問します。